

○北海道警察足痕跡取扱要領の制定について

令和4年3月8日

道本鑑第4015号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

(概要)

本通達は、足跡取扱細則（昭和54年警察庁訓令第9号）第9条の規定に基づき道警察における足跡の取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、痕跡の取扱いに関し必要な事項を定めたものである。